

農地転用は農地法の許可が必要です

無断転用

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要ですが、いわゆる「無断転用」が後を絶ちません。

無断転用の例（一部）



STOP

農地は、大切な食料の供給基盤です。一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、適切に行われる必要があります。

平成21年12月から改正された新しい農地制度では許可の対象をひろげ、違反転用の罰則が強化されるなど、農地転用規制が厳格になりました。

わが国の食料自給力を高め、食料安全保障のため、みんなで優良な農地を守りましょう。



罰 則 平成21年12月～	
違反転用および現状復帰命令違反	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

無断転用した場合や、転用許可時の事業計画どおりに転用していない場合は、工事の中止や現状回復等の命令、罰則が適用されます。新しい農地制度により罰則は強化され、罰金額が大幅に引き上げられました。

無断転用や許可どおりに転用しなかったら

◎問い合わせ先
長島町農業委員会
☎(88)5674 [直通]

節電のご協力を お願いいたします

九州電力では、あらゆる供給力対策を実施することで、安定供給に必要な予備力を確保できる見通しですが、原子力の再稼働がなく、発電所トラブルなどが発生した場合、依然として厳しい需給状況が予想されます。

そこで、今夏も次のとおり節電協力をお願いすることになりました。皆さまの生活や健康、生産や経済活動に支障がない範囲で可能な限り、節電にご理解とご協力をお願いいたします。

◇節電の期間と時間
7月1日(月)～9月30日(月)の
平日午前9時～午後8時
(8月13日(火)～8月15日(木)を除く)

次のような節電の取り組みがおすすめです		節電効果	
[お願いしたい事例]		削減率	チェック
エアコン	室温 28℃を心がける	10%	<input type="checkbox"/>
	「すだれ」「よしず」などで窓からの日差しを和らげる	10%	<input type="checkbox"/>
	無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する	50%	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	扉を開ける時間を減らし、食品をつめこまない	2%	<input type="checkbox"/>
照明	日中は不要な照明を消す	5%	<input type="checkbox"/>
テレビ	省エネモードに設定し、必要なとき以外は消す	2%	<input type="checkbox"/>
炊飯器	早朝に1日分まとめて炊き、冷蔵庫などで保存する	2%	<input type="checkbox"/>
待機電力	本体の主電源を切る、使わない機器はプラグを抜く	2%	<input type="checkbox"/>

◎問い合わせ先
九州電力株式会社出水営業所 ☎ 0120(986)801